

議案第 39 号

日進市自転車等の放置の防止に関する条例等の一部改正について

日進市自転車等の放置の防止に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 10 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行による消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、日進市自転車等の放置の防止に関する条例等の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

各条例に規定する使用料及び手数料の一部について、消費税及び地方消費税を引き上げる。

日進市自転車等の放置の防止に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

(日進市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

第1条 日進市自転車等の放置の防止に関する条例(平成6年日進市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第15条 市長は、前条第1項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それに要した費用として当該自転車等の利用者等から次に掲げる額を徴収することができる。</p> <p>(1) 自転車1台につき<u>1,030円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車1台につき<u>2,080円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第15条 市長は、前条第1項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それに要した費用として当該自転車等の利用者等から次に掲げる額を徴収することができる。</p> <p>(1) 自転車1台につき<u>1,020円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車1台につき<u>2,050円</u></p> <p>2 略</p>

(日進市使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
種類	区分	単位金額	徴収の時期	種類	区分	単位金額	徴収の時期
体育施設	略		略	体育施設	略		略
	日進市東山グラウンド	一面につき 2時間 <u>550円</u>			日進市東山グラウンド	一面につき 2時間 <u>540円</u>	
	日進市米野木北山グラウンド	一面につき 2時間 <u>730円</u>			日進市米野木北山グラウンド	一面につき 2時間 <u>720円</u>	
学校体育施設	中学校体育館	照明設備使用 2時間 <u>1,030円</u>	略	中学校体育施設	中学校体育館	照明設備使用 2時間 <u>1,020円</u>	略
		略				略	
	略			略	略		

小中学校運 動場	照明設備使用 1時 間 全灯 <u>2,200円</u> 半灯 <u>1,100円</u>	略		
略				
別表第3(第3条関係)				
行政 財産 の種 類	使用の区分	単位	金額	徴収 の時 期
略				
建物	食堂、売店等の店 舗として使用する 場合	1m ² 1月 につき	<u>1,410</u> 円	略
	自動販売機を設置 使用する場合	1m ² 1月 につき	<u>700円</u>	
略				

小中学校運 動場	照明設備使用 1時 間 全灯 <u>2,160円</u> 半灯 <u>1,080円</u>	略		
略				
別表第3(第3条関係)				
行政 財産 の種 類	使用の区分	単位	金額	徴収 の時 期
略				
建物	食堂、売店等の店 舗として使用する 場合	1m ² 1月 につき	<u>1,390</u> 円	略
	自動販売機を設置 使用する場合	1m ² 1月 につき	<u>690円</u>	
略				

(日進市にぎわい交流館条例の一部改正)

第3条 日進市にぎわい交流館条例(平成17年日進市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第10条、第22条関係)		別表(第10条、第22条関係)	
施設の名称	金額	施設の名称	金額
団体専用事務 室	1区画当たり月額 <u>2,500円</u>	団体専用事務 室	1区画当たり月額 <u>2,460円</u>
略		略	

(日進市中央公民館条例の一部改正)

第4条 日進市中央公民館条例(昭和63年日進町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第6条、第8条、第15条関係) (単位円)	別表(第6条、第8条、第15条関係) (単位円)

施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
大ホール	33,100	33,100	33,100	66,200	66,200	99,300
略						
控室(1)	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
略						
練習室	830	830	830	1,660	1,660	2,490
視聴覚室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
会議室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
談話室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
工芸室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
調理実習室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
略						
略						

施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
大ホール	32,500	32,500	32,500	65,000	65,000	97,500
略						
控室(1)	1,230	1,230	1,230	2,460	2,460	3,690
略						
練習室	820	820	820	1,640	1,640	2,460
視聴覚室	2,460	2,460	2,460	4,920	4,920	7,380
会議室	3,290	3,290	3,290	6,580	6,580	9,870
談話室	1,230	1,230	1,230	2,460	2,460	3,690
工芸室	2,460	2,460	2,460	4,920	4,920	7,380
調理実習室	3,290	3,290	3,290	6,580	6,580	9,870
略						
略						

(日進市勤労福祉会館条例の一部改正)

第5条 日進市勤労福祉会館条例(昭和63年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第6条、第8条、第15条関係) (一般者)							別表(第6条、第8条、第15条関係) (一般者)						
(単位円)							(単位円)						
施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
小ホール	8,370	8,370	8,370	16,740	16,740	25,110	小ホール	8,220	8,220	8,220	16,440	16,440	24,660
展示ホール	6,280	6,280	6,280	12,560	12,560	18,840	展示ホール	6,170	6,170	6,170	12,340	12,340	18,510
研修室	1,670	1,670	1,670	3,340	3,340	5,010	研修室	1,640	1,640	1,640	3,280	3,280	4,920

略						
軽運動室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
			0	0	0	50
和会議室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
(1)			0	0	0	0
和会議室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
(2)			0	0	0	0
会議室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
			0	0	0	0
大会議室	2,080	2,080	2,080	4,160	4,160	6,240
			0	0	0	0

(勤労者)

(単位円)

施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
小ホール	6,700	6,700	6,700	13,400	13,400	20,100
			0	00	00	00
展示ホール	5,020	5,020	5,020	10,040	10,040	15,060
			0	40	40	60
研修室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
			0	0	0	0

略

軽運動室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
			0	0	0	0
和会議室	830	830	830	1,660	1,660	2,490
(1)				0	0	0
和会議室	830	830	830	1,660	1,660	2,490
(2)				0	0	0
会議室	830	830	830	1,660	1,660	2,490
				0	0	0
大会議室	1,670	1,670	1,670	3,340	3,340	5,010
			0	0	0	0

略

略

略						
軽運動室	3,290	3,290	3,290	6,580	6,580	9,870
			0	0	0	0
和会議室	1,230	1,230	1,230	2,460	2,460	3,690
(1)			0	0	0	0
和会議室	1,230	1,230	1,230	2,460	2,460	3,690
(2)			0	0	0	0
会議室	1,230	1,230	1,230	2,460	2,460	3,690
			0	0	0	0
大会議室	2,050	2,050	2,050	4,100	4,100	6,150
			0	0	0	0

(勤労者)

(単位円)

施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
小ホール	6,580	6,580	6,580	13,160	13,160	19,740
			0	60	60	40
展示ホール	4,930	4,930	4,930	9,860	9,860	14,790
			0	0	0	90
研修室	1,230	1,230	1,230	2,460	2,460	3,690
			0	0	0	0

略

軽運動室	2,460	2,460	2,460	4,920	4,920	7,380
			0	0	0	0
和会議室	820	820	820	1,640	1,640	2,460
(1)				0	0	0
和会議室	820	820	820	1,640	1,640	2,460
(2)				0	0	0
会議室	820	820	820	1,640	1,640	2,460
				0	0	0
大会議室	1,640	1,640	1,640	3,280	3,280	4,920
			0	0	0	0

略

略

(日進市立図書館条例の一部改正)

第6条 日進市立図書館条例(平成元年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
施設の名称	使用料			施設の名称	使用料		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
視聴覚ホール	5,550円	6,380円	4,810円	視聴覚ホール	5,450円	6,270円	4,730円
略				略			
工作室	1,150円	1,350円	1,030円	工作室	1,130円	1,330円	1,020円
第1会議室	1,350円	1,560円	1,150円	第1会議室	1,330円	1,540円	1,130円
第2会議室	1,030円	1,150円	830円	第2会議室	1,020円	1,130円	820円
第3会議室	1,250円	1,350円	1,030円	第3会議室	1,230円	1,330円	1,020円
大会議室	2,820円	3,230円	2,400円	大会議室	2,770円	3,180円	2,360円
2階会議室	1,350円	1,560円	1,150円	2階会議室	1,330円	1,540円	1,130円
略				略			
略				略			

(日進市生涯学習プラザ条例の一部改正)

第7条 日進市生涯学習プラザ条例(平成16年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第4条、第5条、第9条、第15条関係)				別表(第4条、第5条、第9条、第15条関係)			
施設の名称	午前	午後	夜間	施設の名称	午前	午後	夜間
多目的室	1,670円	1,670円	1,670円	多目的室	1,640円	1,640円	1,640円
学習室1	620円	620円	620円	学習室1	610円	610円	610円
略				略			
工芸室	730円	730円	730円	工芸室	720円	720円	720円
略				略			

(岩崎城歴史記念館条例の一部改正)

第8条 岩崎城歴史記念館条例(昭和62年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第9条、第12条、第18条関係)				別表(第9条、第12条、第18条関係)			
区分	単位	金額	徴収の時期	区分	単位	金額	徴収の時期
会議室(1)	9時～13時	830円	略	会議室(1)	9時～13時	820円	略

室につき)	13時～17時	830円	室につき)	13時～17時	820円
略			略		

(日進市ふれあい工房条例の一部改正)

第9条 日進市ふれあい工房条例(平成9年日進市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第7条、第13条関係)			別表(第7条、第13条関係)		
施設名称	使用料		施設名称	使用料	
略			略		
ふれあい工房(陶芸)	1時間につき	2,200円	ふれあい工房(陶芸)	1時間につき	2,160円

(日進市スポーツセンター条例の一部改正)

第10条 日進市スポーツセンター条例(平成8年日進市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第7条関係)							別表(第7条関係)						
使用 区分	使用料の額						使用 区分	使用料の額					
	専用使用					個人使用 (上段は 大人、下 段は小 人)		専用使用					個人使用 (上段は 大人、下 段は小 人)
	区分	午前9時～午後9時		1 回 券	回 数 券			定 期 券	区分	午前9時～午後9時		1 回 券	
2時間		12時間	2 時 間			2時間	12時間	2 時 間					
競 技 室 第 1 全 面 競 専 用 技 場	アマチュア スポーツ又 はレクリエ ーション	9,210 円	55,260円	略			競 技 室 第 1 全 面 競 専 用 技 場	アマチュア スポーツ又 はレクリエ ーション	9,050 円	54,300円	略		

		その他	46,080 円	276,480 円	
	一部専用	バスケットボール(コート1面につき)	3,550 円	21,300円	
		バレーボール(コート1面につき)	3,450 円	20,700円	
		バドミントン(コート1面につき)	1,770 円	10,620円	
		卓球(コート1面につき)	830円	4,980円	
略					
第2	全面競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	4,180 円	25,080円	略
		その他	23,030 円	138,180 円	
	一部専用	バドミントン(コート1面につき)	1,770 円	10,620円	
		卓球(コート1面につき)	830円	4,980円	
第3	全面競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	2,080 円	12,480円	
		その他	10,470 円	62,820円	
第4	全面競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	2,080 円	12,480円	

		その他	45,250 円	271,500 円	
	一部専用	バスケットボール(コート1面につき)	3,490 円	20,940円	
		バレーボール(コート1面につき)	3,390 円	20,340円	
		バドミントン(コート1面につき)	1,740 円	10,440円	
		卓球(コート1面につき)	820円	4,920円	
略					
第2	全面競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	4,110 円	24,660円	略
		その他	22,620 円	135,720 円	
	一部専用	バドミントン(コート1面につき)	1,740 円	10,440円	
		卓球(コート1面につき)	820円	4,920円	
第3	全面競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	2,050 円	12,300円	
		その他	10,280 円	61,680円	
第4	全面競技場	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	2,050 円	12,300円	

		その他	10,470 円	62,820円	
略					
会議室	1	全面専用 一体利用	1,030 円	6,180円	略
	2		1,030 円	6,180円	
			2,060 円	12,360円	
略					

		その他	10,280 円	61,680円	
略					
会議室	1	全面専用 一体利用	1,020 円	6,120円	略
	2		1,020 円	6,120円	
			2,040 円	12,240円	
略					

(日進市障害者福祉センター条例の一部改正)

第11条 日進市障害者福祉センター条例(平成23年日進市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
施設及びその 附属設備	使用料			施設及びその 附属設備	使用料		
	午前(9時から1 3時まで)	午後(13時から 17時まで)			午前(9時から1 3時まで)	午後(13時から 17時まで)	
大会議室	2,610円	2,610円		大会議室	2,570円	2,570円	

(日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第12条 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第9条関係) 一般廃棄物処理手数料				別表(第9条関係) 一般廃棄物処理手数料			
種別	取扱区分		手数料	種別	取扱区分		手数料
し尿	収集・	略		し尿	収集・	略	
	運搬及 び処分	臨時のくみ取	1回につき 880円		運搬及 び処分	臨時のくみ取	1回につき 870円
略				略			

略	略
---	---

(日進市都市公園条例の一部改正)

第13条 日進市都市公園条例(昭和60年日進町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第3(第15条関係)				別表第3(第15条関係)					
区分		単位	金額	区分		単位	金額		
略				略					
都市公園 において 行為をす る場合	略		1日につき 2,030円	都市公園 において 行為をす る場合	略		1日につき 2,000円		
	業として写真 又は映画を撮 影する場合				業として写真 又は映画を撮 影する場合				
	略				略				
別表第4(第15条関係) 日進市総合運動公園				別表第4(第15条関係) 日進市総合運動公園					
施設名	区分		金額	備考	施設名	区分		金額	備考
テニス コート	砂入り人工 芝コート	1面2時 間につ き	770円		テニス コート	砂入り人工 芝コート	1面2時 間につ き	760円	
		略	略				略	略	
	略		略		略		略		
野球場	2時間につき		3,130円		野球場	2時間につき		3,080円	
	夜間照明料として 1時間につき		5,320円			夜間照明料として 1時間につき		5,240円	
	夜間照明料として 30分につき		2,660円			夜間照明料として 30分につき		2,620円	
スポーツ 広場	4時間につき		4,600円	略	スポー ツ広場	4時間につき		4,520円	略
弓道場	専 用	午前(午前9時～ 午後1時)	3,130円		弓道場	専 用	午前(午前9時～ 午後1時)	3,080円	
		午後(午後1時～ 午後5時)					午後(午後1時～ 午後5時)		
		夜間(午後5時～ 午後9時)					夜間(午後5時～ 午後9時)		
	略		略						
略				略					

上納池スポーツ公園				
施設名	区分		金額	備考
上納池 体育館	全面専 用	アマチュアスポ ーツ又はレクリ エーション2時間 につき	4,180円	略
		その他2時間につ き	23,030 円	
	一部専 用	バドミントン(コ ート1面2時間につ き)	1,770円	
		卓球(コート1面2 時間につき)	830円	
上納池 テニス コート	砂入り	1面2時間につき	770円	略
	人工芝 コート			

略

西山公園

施設名	区分		金額	備考
西山テ ニスコ ート	砂入り	1面2時間につき	770円	
	人工芝 コート			

野方三ツ池公園

施設 名	区分		金額	備考
交流 館	午前(午前9時～正午)		1,430円	略
	午後(午後1時～午後5時)		1,910円	

上納池スポーツ公園				
施設名	区分		金額	備考
上納池 体育館	全面専 用	アマチュアスポ ーツ又はレクリ エーション2時間 につき	4,110円	略
		その他2時間につ き	22,620 円	
	一部専 用	バドミントン(コ ート1面2時間につ き)	1,740円	
		卓球(コート1面2 時間につき)	820円	
上納池 テニス コート	砂入り	1面2時間につき	760円	略
	人工芝 コート			

略

西山公園

施設名	区分		金額	備考
西山テ ニスコ ート	砂入り	1面2時間につき	760円	
	人工芝 コート			

野方三ツ池公園

施設 名	区分		金額	備考
交流 館	午前(午前9時～正午)		1,410円	略
	午後(午後1時～午後5時)		1,880円	

附 則

(施行期日)

- この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の規定による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」とい

う。)以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収する使用料及び手数料については、なお従前の例による。